

建設産業常任委員会

1 開 議 令和7年6月18日(水) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第34号 大田原市ポツポ農園の設置及び管理に関する条例の制定について(全部改正)

日程第2 議案第39号 大田原市水道事業給水条例及び大田原市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

建設産業常任委員会名簿

委員長	滝	田	一	郎	出席
副委員長	岡	野		忠	出席
委員	内	藤	幹	夫	出席
	秋	山	幸	子	出席
	前	野	良	三	出席
	君	島	孝	明	出席
	引	地	達	雄	出席

当局	産業文化部長	齋	藤	勝	芳	出席
	水道局長	五	月	女	真	出席
	農政課長	岡		一	弘	出席

事務局	高	橋	洋	陽	出席
	土	屋	大	貴	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（滝田一郎） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、産業文化部長、水道局長、農政課長であります。

◎議案第34号 大田原市ポッポ農園の設置及び管理に関する条例の制定について
(全部改正)

○委員長（滝田一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第34号 大田原市ポッポ農園の設置及び管理に関する条例の制定について（全部改正）を議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） 産業文化部長の齋藤でございます。また、本日同席しておりますのは、岡農政課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

議案第34号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますけれども、本日は担当の岡農政課長よりご説明申し上げます。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 農政課長の岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第34号 大田原市ポッポ農園の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

それでは、資料213ページの議案書補助資料を御覧ください。これまで大田原市ポッポ農園の管理運営につきましては、大田原市ポッポ農園組合に委託しておりましたが、高齢化等を理由に、今後管理運営を受託することが困難である旨の申出があったことから、令和8年度以降の管理運営については、指定管理者制度による運営も可能としたいことから、本条例を全部改正するものでございます。

戻りまして、資料209ページを御覧ください。第1条は、設置理由を指定管理者制度の導入を見込み、改正前の条文にあった「地域住民の就労の場の確保と農業所得の増大を図る」等の文言を削り、「市民の農業交流体験を促進するため」と定めます。

第2条は、名称及び位置について定めます。

第3条は、ポッポ農園内の各施設等について、号形式で定めます。改正前は、このほかにゴーカート場、ミニカー広場、バーベキュー広場及び魚つかみどり水路がありました。これらの施設は老朽化等により削ることとします。

第4条は、施設管理を指定管理者に行わせることができる旨を定めます。

第5条第1項は、指定管理者が行う各業務について、次の210ページを御覧ください。第2項では、指定

管理者の適正管理義務について、それぞれ定めます。

第6条第1項はポップ農園の開園時間について、第2項は休園日について、第3項は休園日を変更できることについて、第4項は施設管理を指定管理者に行わせる場合、開園時間、休園日、臨時に休園をできることについて、それぞれ定めます。

第7条第1項は使用の許可について、第2項は市長が管理上必要な場合は、使用の許可に条件を付することができることについて、それぞれ定めます。

第8条は、使用の制限について定めます。

第9条第1項は使用許可の取消しについて、第2項は使用許可の取消しにより、使用者が損害を受けても市長は賠償の責めを負わないことについて、それぞれ定めます。

第10条は、目的外使用等の禁止について定めます。

次の211ページを御覧ください。第11条第1項は使用料について、第2項はやむを得ない場合を除き、既納使用料は還付しないことについて、それぞれ定めます。

第12条は、使用料の減免について定めます。

第13条は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができることについて定めます。

第14条は、次の212ページにある別表で定める使用料の額を上限に、指定管理者が市長の承認を得て利用料金を定めることを可能とします。

211ページに戻りまして、第15条第1項は原状回復の義務について、第2項については原状回復義務を履行しない場合の対応について、それぞれ定めます。

第16条は、損害賠償の義務について定めます。

第17条第1項は、指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定について、第2項では、管理棟兼直売所は読替えの適応除外とすることについてそれぞれ定めます。

第18条は、委任について定めます。

次の212ページを御覧ください。別表は使用料を規定しています。

最後に、附則ですが、第1項で、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、第2項では、施行日前でも実施のために必要な準備行為ができることとし、第3項では経過措置について規定します。

以上で議案第34号 大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例の全部改正に係る説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 今回指定管理者向けの条例改正ということなのですが、指定管理者になった場合の契約期間はどれぐらいになるのですか。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 今回初めて指定管理者制度を導入するものですから、本来市の指針としましては5年という定めがあるのですが、試行的な取組として、3年という形で募集要項を作成したいと思っております。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 本会議の中で、今回指定管理者、数社出てくるのではないかということでは言われていたと思うのですが、今回3年間ということで、3年過ぎて、また更新になるのか、今回の指定管理者が手を挙げなかった場合も想定されると思うのですが、そういった場合はまた条例改正になるのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 指定管理者が3年終われば、一応再度指定管理者の募集という形だと思います。もし募集がない場合については、市のほうで設置及び管理に関する条例を制定しておりますので、市の直営といいますか、そういう形にはなるかと思えます。

以上になります。

○委員長（滝田一郎） 内藤委員の質疑を終わります。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） これは、新たに指定管理者を募集ということなので、今までの組合の方たちが高齢化ということ、今ご説明がありましたが、以前、台風19号だったか水害があって、千丈橋が流されたりとか、宇田川のほうに水が入ってしまったか、そのときに、このポッポ農園も水浸しになっているという連絡がありまして、そのことを危機管理課に聞きましたところ、ここは個人がやっているところなので、関与していませんというお答えだったのですが、それがこの組合に当たるのでしょうか。それが今変わって、新たにこれから指定管理者になるという認識でいいのかお聞きします。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） このポッポ農園のいきさつにつきましては、黒羽町時代から、町が一括して河川の占有を行って、ポッポ農園組合のほうに委託していたという経緯がありますので、個人、一施設というよりも、市が委託しているという形での運営で今まではやってきておりますので、関係ないという表現が正しいかどうかは分からないのですが、市が県から河川敷の占有の許可をいただいて、ポッポ農園組合のほうに貸し出し、委託をしているというようなシステムで今までのところはやってきた状況でございます。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） 経過は分かりました。それで、川のすぐそばなので、これからもそういう水害とか何かに見舞われることもあると思いますが、そういったときには対処はどのように。ここには書いていないようなのですが。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） やはり市のほうで指定管理料を管理者に出す形になるので、もともとある施設については、管理棟とか、軌道敷とか、そういったものは市の設置したものと思えますので、やはり市のほうで補正予算等で対応するべきとは考えております。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） もう一つお聞きします。

その水害があったときなので、ポッポ農園から左側に土手がありますね、護岸といいますか。

そのところを500メートルぐらい行った先は、土だけの護岸になっているので、あそこは危ないよという、近所の方たちに言われて、草を分け入ってみたのですけれども、ちょっと確認はできなかったのですが、水害とか、何かそういうのがあったときに、ポッポ農園の近くに土だけの土手があるということについて、今お知らせして、対処していただくことは可能でしょうか。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） ポッポ農園自体の管理面積が約18.8ヘクタールあるのです。ですので、そういう相談があった場合は、まず現地を確認して、県と相談してから、修繕とか改修の対応を決めるべきかと思っておりますので、今現在においては、直接現場の部分が分からないものですから、お答えすることはできないかと思っております。

以上になります。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員の質疑を終わります。

君島委員。

○委員（君島孝明） 指定管理料なのですが、大体どのぐらいを予定しているのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 指定管理料につきましては、今のところ大体400万円を委託料としてお支払いしているのですけれども、民間に委託した場合に、350万円ぐらい不足するのではないかなという形で試算しているものですから、それを3年掛けますと1,050万円で、今のところ指定管理料を考えております。

○委員長（滝田一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 先ほどミニSL等の修理のお金というのは、市のほうが持つということだったのですが、軽微な金額でも、それは市のほうが持つということによろしいのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） リスク分担表というものを想定しておりまして、ポッポ農園につきましては、一応5万円で今のところ考えておりますので、5万円以上の場合は市、以内は指定管理者という形で考えております。

○委員長（滝田一郎） 君島委員の質疑を終わります。

岡野委員。

○委員（岡野 忠） 内藤委員の質問にも類似するのですけれども、現在のところ、指定管理者の予定者というのは決まっているというか、あるのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（岡 一弘） 今現在は募集をかけていないものですから、今の段階では、正式な回答としては、分からないというのが正直なところになります。

○委員長（滝田一郎） 岡野委員の質疑を終わります。

ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第34号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第34号 大田原市ポッポ農園の設置及び管理に関する条例の制定について(全部改正)は、原案を可とすることに決しました。

◎議案第39号 大田原市水道事業給水条例及び大田原市下水道条例の一部を改正する
条例の制定について

○委員長(滝田一郎) 次に、日程第2、議案第39号 大田原市水道事業給水条例及び大田原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
水道局長。

○水道局長(五月女 真) 水道局長の五月女と申します。

議案第39号につきましては、本会議におきまして、改正内容についてご説明させていただいておりますけれども、改めまして私のほうからご説明申し上げますので、253ページの議案書補助資料を御覧ください。

初めに、議案の概要でございますが、現在、宅地内の給水装置工事は水道事業管理者が、排水設備等の工事は下水道事業管理者が指定した者が施行すると規定されておりますが、能登半島地震の被災地では、指定した業者が不足したため復旧が長期化しました。これを受けて、他の地方公共団体の管理者から指定を受けた業者が、被災自治体において工事の施行を可能とする例規の改正について検討する旨の通知が国土交通省から発出されました。

つきましては、本市が災害その他非常の場合に、他の地方公共団体の管理者が指定した業者の施行を可能とすることにより、上下水道使用者の給排水設備を早期に復旧するとともに、給排水工事の適正な実施を図るため、関係部分を改正するものであります。

それでは、議案書の説明をいたしますので、251ページを御覧ください。改正内容であります。新旧対照表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を、同表の改正後(新)に掲げる規定に下線で示すよう改正いたします。

第1条関係、大田原市水道事業給水条例の一部改正でございますが、改正前の第12条では、給水工事の施行は管理者が指定した業者が行うことと、ただし書として、管理者の承認を受けた設計に基づき、許可を受けて施行することを規定していますが、このただし書を改正後の第2項として新設いたします。

あわせて、改正後の第12条第1項の3行目になりますが、ただし書として、「災害その他非常の場合であって、管理者が必要と認めるときは、この限りでない(他の市町村の水道事業管理者から同項の指定を受けた者に限る。)」を追加し、他の水道事業管理者から指定を受けた者が、本市において給水装置工事が施行できるよう改正します。

252ページに参りまして、第13条は工事の材料について規定していますが、前条に第2項を追加したこと

から、前条第2項を前条第3項に改めるものです。

次に、第2条関係、大田原市下水道条例の一部改正でございますが、第6条は、管理者が指定した業者が排水設備工事を行うことを規定していますが、改正後の第6条第1項ただし書として、「災害その他非常の場合であって、管理者が認めるときは、この限りでない（他の市町村の下水道事業管理者から本市と同等の指定を受けた者に限る。）」を追加し、他の市町村の下水道事業管理者から指定を受けた者が、本市において排水設備等の工事が行えるよう改正するものです。

その他の改正箇所につきましては、今回の改正に合わせて文言等を修正するものです。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上で議案第39号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 現在大田原市で指定している業者数というのは、上下水道で何社ぐらいあるのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 水道局長。

○水道局長（五月女 真） まず、水道事業においては、指定給水装置工事事業者、一応内訳を申し上げます。市内が51社、市外が74社、県外が9社、計134社です。

下水道事業におきましては、排水設備指定工事店としまして、市内が60社、市外が65社、県外がゼロ、計125社となっております。

以上でございます。

○委員長（滝田一郎） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 条例改正の中で、他の市町村が指定するとあるのですけれども、こちらは災害とかが大規模になった場合、近隣の市町村も同じように災害になってくることが考えられるのですけれども、こちらは県外の業者も含まれるのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 水道局長。

○水道局長（五月女 真） お答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、大規模災害が起きた際には、能登半島地震のときがそうだったのですけれども、近隣の市町の指定業者数が、自分のところが被災したりとか、そういった関係で、給水装置工事、排水設備工事の業者が不足しまして、県外のほうからも応援に駆けつけたようなお話を聞いております。今回、この条例改正なのですけれども、そういった県外の業者も想定しております。

なお、給水装置の工事の指定要件というのは全国统一ですので、先ほどの内訳の中で、給水装置工事は県外もいるのですけれども、下水道の排水設備のほうの指定要件というのは各県ごとに決められているものなので、県外の指定は、先ほどの内訳ではなかったということです。ただ今回は、そういった大規模災害が発生した際には、県外の業者も同じような要件であれば認めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 内藤委員の質疑を終わります。

君島委員。

○委員（君島孝明） 「その他非常の場合」というのがあるのですが、これはどういったことを想定している。

○委員長（滝田一郎） 水道局長。

○水道局長（五月女 真） 「その他非常の場合」なのですけれども、一般的には予期せぬ非常時ということで想定はしておりますけれども、数年前に寒波による広範囲に及ぶ凍結がありまして、水道のほうの業者数が不足した状況が発生しております。修理が順番待ちということもありましたので、そういったケースなんかも該当になるかと思われまして。あとは水害とか、そういったときを想定しております。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 君島委員の質疑を終わります。

ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第39号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号 大田原市水道事業給水条例及び大田原市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（滝田一郎） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前10時26分 散会